

# 水道料金の見直し案について



## CONTENTS

①中空知広域水道企業団の事業沿革	2
②現在の水道料金	3
③水道事業の課題	3
④投資計画（中長期的な施設・水道管への投資の見通し）	4
⑤財政計画（投資計画を実現するための財源の試算）	5
⑥今後必要な現金残高	6
⑦水道事業の経費の負担区分と独立採算制の原則	6
⑧水道事業の運営・継続のための水道料金の見直し	7
⑨料金見直しに係る審議会での審議について	8
⑩水道料金見直しの審議答申について	9
⑪現時点での水道料金見直し案について	10
⑫全道他市との比較	11
⑬料金見直し（案）比較表	12

# 水道料金の見直し案について

中空知広域水道企業団（滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町）では、平成20年4月の料金統合以降、11年余り現在の水道料金を維持してきました（消費税等率改定に伴う分を除く。）。

しかしながら、給水人口の減少や施設・設備の老朽化など、取り巻く環境の変化により、今後の経営は大変厳しくなる見通しです。

当企業団では中空知広域水道企業団水道料金審議会（以下「審議会」といいます。）に適正な水道料金のあり方について諮問し、答申を受けたことから、この答申を尊重した上で「水道料金の見直し案」をとりまとめました。

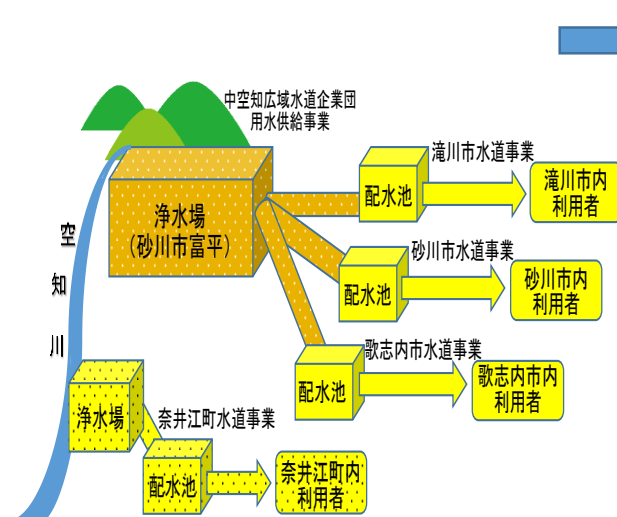
この案の作成に至った経緯や内容につきましてご説明します。

## ①中空知広域水道企業団の事業沿革

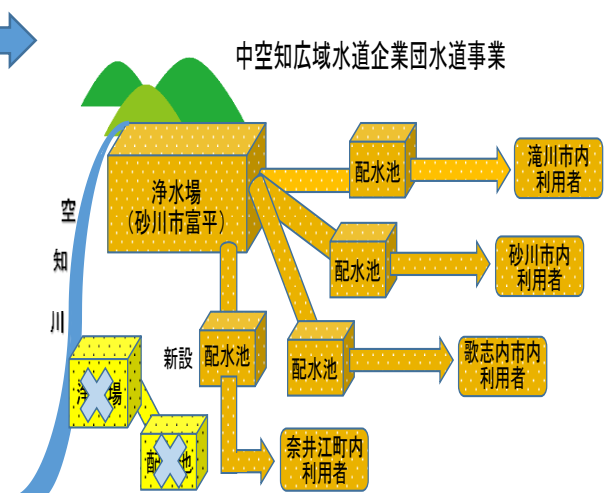
当企業団は、昭和58年に経営認可を受け、滝川市・砂川市・歌志内市の各市配水池へ用水を供給する事業を平成2年に開始しました。

その後、平成18年には奈井江町を加えた上、それまでの「用水供給事業」から3市1町の皆様の元へ水を供給する「水道事業」へと事業の変更を行いました。

奈井江町統合前の中空知3市1町の水道(平成17年度まで)



奈井江町統合後の中空知3市1町の水道(平成18年度水道事業統合)



# 水道料金の見直し案について

## ②現在の水道料金

水道料金は、平成20年3月まで3市1町で異なっていました。平成20年4月に統一されました。この料金は、平成19年に6回開催された審議会の答申を受けて設定したものであり、平成26年の消費税等率改定（5%→8%）に対応した以外では現在まで同一の料金を維持しています。

### ●平成20年4月の水道料金の統合

#### 家事用料金（例：12m<sup>3</sup>）

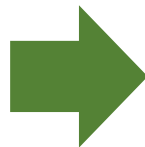
改定前	滝川市	2,853円
	砂川市	2,620円
	歌志内市	2,823円
	奈井江町	2,257円



改定後  
**2,570円**

#### 業務用料金（例：57m<sup>3</sup>）

改定前	滝川市	17,583円
	砂川市	16,380円
	歌志内市	15,609円
	奈井江町	12,537円



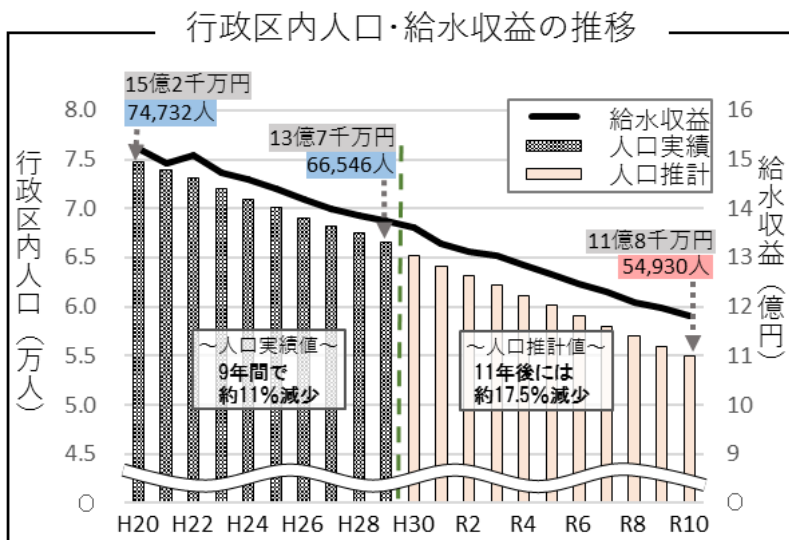
改定後  
**14,910円**

水道料金の体系については、水の使用目的により料金を区分する**用途別料金体系**を採用しており、**家事用**（水道を家事のみに使用）・**業務用**（他の3区分以外の目的に使用）・**浴場用**（公衆浴場の営業等に使用）・**臨時用**（工事などの一時的な使用）の4区分としています。

## ③水道事業の課題

水道事業の課題として、行政区内の人口の減少による給水収益の減少や、施設・水道管の老朽化に対応して多くの改修・更新が必要なことが挙げられます。

### ●行政区内人口・給水収益の推移

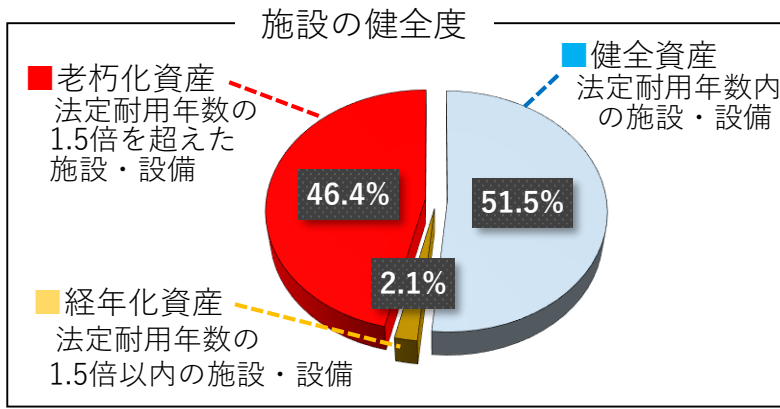


平成20年度と平成29年度の比較で、人口が8,186人（約11.0%）減少し、給水収益が1億4,700万円（約9.7%）減少しています。

また、今後の推移では令和10年度には平成29年度に比べて人口が11,616人（約17.5%）減少し、給水収益が1億9,200万円（約14.0%）減少すると予想されます。

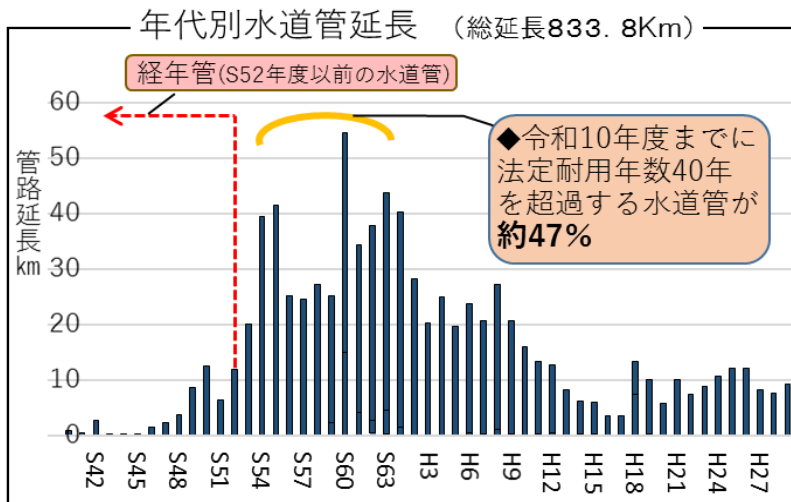
# 水道料金の見直し案について

## ●施設・水道管の更新



施設は、供用開始後30年の浄水場施設を抱え、老朽化資産と経年化資産の割合が5割弱となっています。

また、水道管の約47%が令和10年度までに法定耐用年数の40年を超えるため多くの更新が必要になります。



**水道管の法定耐用年数は、一律40年**

## ④投資計画 (中長期的な施設・水道管への投資の見通し)

施設・水道管の今後の更新を法定耐用年数どおりに行うと費用が年平均13億円以上と多額となり、さらに中長期的にみると年度ごとの更新費用に大きな偏りが生じます。

そこで、法定耐用年数を超えた独自の更新基準の設定と各年度の更新費用の平均化により、年平均8億8,620万円にまで圧縮しながら適切に更新工事を進めています。

しかし、それでもなお平成25年度から29年度までの改修費用年平均4億4,456万円に比べるとほぼ2倍となり、財政収支が見合わない状況です。

## ●施設の更新基準

工種	法定耐用年数	独自の更新基準
建築	地方公営企業法 施行規則に基づく 耐用年数	<div style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">→</span>  <b>一律</b>  <b>法定耐用年数の</b>  <b>1.5倍</b> </div>
土木		
電気		
機械		

一律、法定耐用年数の1.5倍まで延命化させようとするものです。たとえば、法定耐用年数が40年の資産は60年もたせようという考え方です。

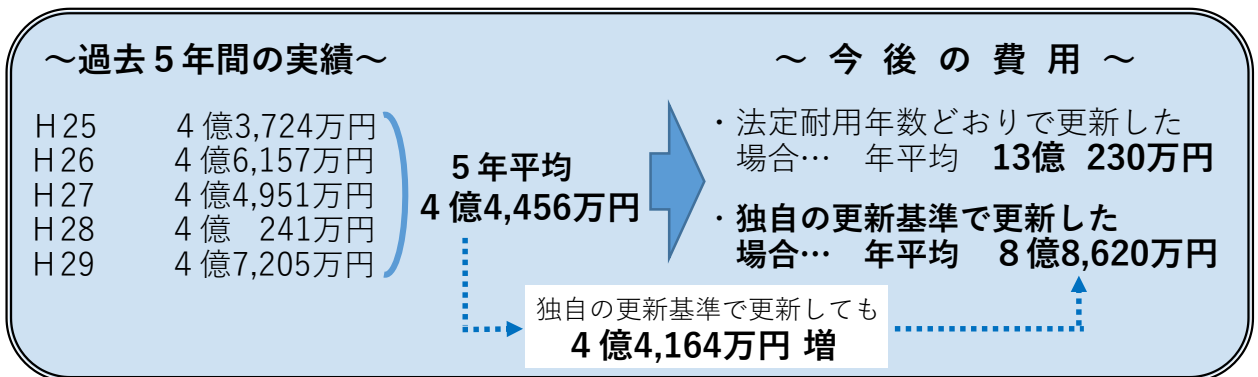
# 水道料金の見直し案について

## ●水道管の更新基準

管種	管種名称	法定耐用年数	独自の更新基準	
			取水・導水・送水管	配水支管
CIP	鋳鉄管	40年	50年	50年
DIP(震)	ダクタイト鋳鉄管 (耐震型継手を有する)		80年	100年
DIP	ダクタイト鋳鉄管		70年	87年
SP	鋼管		40年	50年
VP	硬質塩化ビニル管 (耐震型継手を有する)		50年	50年
VP(TS)	硬質塩化ビニル管 (上記以外・不明なものを含む)		40年	40年
PP	ポリエチレン管		50年	62年
不明	その他 (管種が不明なものを含む)		50年	62年

水道管については、一律40年という法定耐用年数ですが、水道管の種類によってはもう少し長くもたせることができると判断しています。  
当企業団のこれまでの実使用年数などを踏まえて更新基準を設定したものです。

## ●過去及び今後の更新費用（建設改良費のうち工事請負費）



## ⑤財政計画（投資計画を実現するための財源の試算）

投資計画において工事費用の圧縮を行ってもなお財政収支が見合わないため、財源の確保が必要です。

当企業団では、次のとおり収入の増加と支出の抑制を計画・実施しています。

### ●経営戦略による経営改善方策

#### 【収入の増加による財源確保】

- ・企業債の借入れを将来への負担が過大とならない程度に引上げ
- ・国庫補助金や交付金など、有利な財源措置のある制度の積極的活用
- ・不用となった公共用地や貯蔵品の売却等の実施のほか、収入を得るための手段を積極的に検討

#### 【支出の抑制による財源確保】

- ・水道検針の隔月化による検針委託料の削減
- ・消耗品などの一般事務費の削減
- ・休止世帯のメーター更新を行わないことによる量水器費の削減
- ・定期的な補修及び修繕を実施することによる設備等の長寿命化
- ・その他、多岐にわたる項目で事務事業の削減

# 水道料金の見直し案について

## ⑥ 今後必要な現金残高

健全な水道事業の運営・継続のためには、適正な規模の現金残高が必要となります。当企業団では、現金残高として必要な額を次のように考えています。

### 負債に対する支払能力の確保

8億円

1年間の中で支出される短期債務の償還能力として、あることが望ましいとされている額（流動負債の100%）を確保したいとするものです。

### 災害などの支出に対する備え

2億円

水道インフラでは大規模災害の発生時へのなど、突発的な支出も想定しておかなければならず、現在の積立金2億円を必要とするものです。

### 耐震化工事実施に伴う資金の確保

2億円

現在計画策定中の耐震化工事については別途見込まなければならず、期間内の現金支出分として想定する2億円を必要とするものです。

必要とする  
現金残高は  
12億円

## ⑦ 水道事業の経費の負担区分と独立採算制の原則

地方公営企業である当企業団には地方公営企業法の原則である独立採算制が適用されるため、経営に必要な資金に不足が生じたときは、その財源は水道料金に求めざるを得ないことになります。

### ● 経費負担の原則

企業運営に必要な経費のうち「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」は、地方公共団体で負担するもの（地方公営企業法第17条の2第1項）とされていますが、公共の消防のための消火栓に要する経費など、対象となる範囲は限られます。

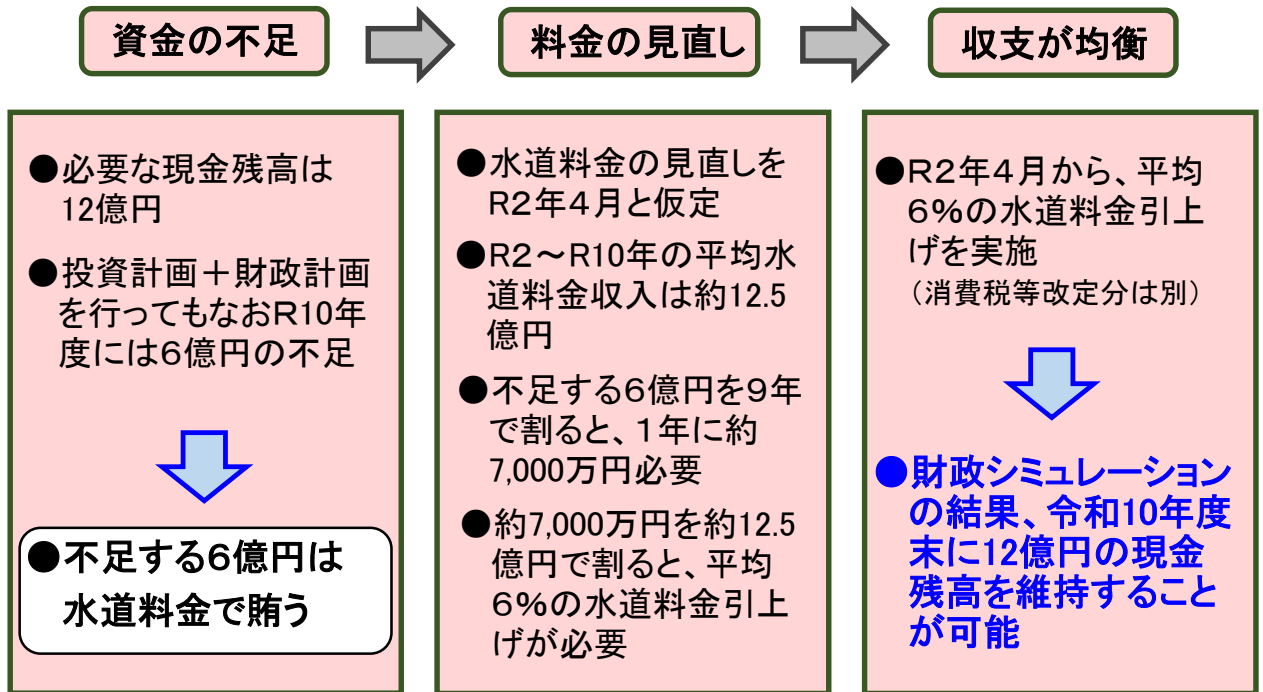
### ● 独立採算制の原則

企業運営に要する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」（同法第17条の2第2項）とされています。

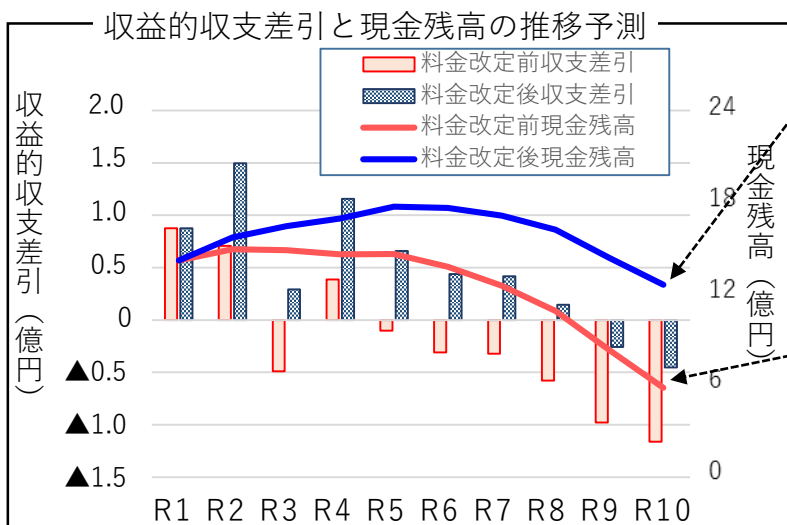
## ⑧水道事業の運営・継続のための水道料金の見直し

投資計画による費用の圧縮を行ってもなお財政収支が見合わないため、財政計画において収益の確保・支出の抑制を講じているところですが、それでもなお今後の予測では必要な現金残高12億円を維持できない見込みです。

安定した水道事業の運営・継続のためには財源を水道料金に求めざるを得ず、水道料金の見直しを行う必要があります。



### ● 財政収支の見通し



**水道料金を見直した場合**  
 令和2年4月から平均改定率6%の水道料金見直しを行った場合、現金残高の増減はありますが、令和10年度末の時点で、必要な現金残高12億円を維持できる見通しです。

**現在の水道料金を続けた場合**  
 現在の水道料金のままでは現金残高は緩やかに減少し、令和10年度末においては必要な現金残高の12億円に6億円足りなくなる見込みです。

## ⑨料金見直しに係る審議会での審議について

水道料金の見直しについて審議するため、平成31年1月、適正な水道料金のあり方について審議会に諮問し、5回にわたる議論が行われました。

審議された項目は多岐にわたりますが、ここでは主な審議項目となった料金体系と基本水量について説明します。

### ●適切な料金体系の検討

水道料金の体系を大別すると次の3つとなります。

- ・用途別・・・水道水をどのような目的で使うかにより区分（当企業団現行）
- ・口径別・・・水道水を一度にどれくらい使えるかにより区分
- ・用途別口径別・・・用途別と口径別を併用するもの

### 口径別料金体系の検討

審議会では、口径別料金体系を家事用と業務用の区分を設けない形とし、極力現在の料金体系との変動が小さくなる小口径（13～25mm）と大口径（40～100mm）の2区分による試算に基づき検証を行いました。

その結果、全体の1割弱の業務用が全体として現行より1.5%引下げとなるのに対し、全体の9割以上を占める家事用が全体として平均改定率6%を上回る9.5%引上げとなることを問題視し、**口径別料金体系の導入は難しい**と結論付けました。

※口径別料金体系 水道メーターに引き込む管の口径の大きさにより料金に差を設ける料金体系（口径が大きいほど料金単価が高くなる体系）

### 用途別口径別料金体系の検討

審議会では、口径別料金の検討で問題視された家事用が平均改定率を上回る引上げとなる点を解消するため、家事用全体と業務用全体それぞれが平均改定率6%となるよう、口径（小口径と大口径の2区分）ごとに家事用と業務用で異なる料金を設定する用途別口径別料金体系について検証を行いました。

その結果、口径別料金体系が抱えていた課題は解消されたものの、家事用・業務用ともに大口径で使用水量の少ない層では家事用で約2.5倍、業務用で約2倍と特定の利用者だけが異常な倍率で負担することとなるため、**用途別口径別料金体系の導入は難しい**と結論付けました。

用途別口径別料金体系試算での影響率

用途	口径	使用水量ごとの影響率				
		10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	900m <sup>3</sup>
家事用	小口径	4.6%	7.6%	9.3%	9.9%	10.4%
	大口径	145.7%	75.2%	35.7%	23.0%	11.8%
業務用	小口径	▲24.8%	12.3%	8.0%	6.6%	5.5%
	大口径	98.4%	73.0%	30.9%	17.9%	6.7%

### 〔結論〕用途別料金体系の継続採用

審議会では、口径別・用途別口径別料金体系の検討を行いました。結果、**現行の料金体系である用途別料金体系を継続することが妥当である**との結論に達しました。

# 水道料金の見直し案について

## ●基本水量の検討

### 家事用基本水量の検討とその結果

現在の家事用基本水量 **7 m<sup>3</sup>** (基本料金 1,460円)

審議会では、家事用において世帯の使用水量は減少傾向にあるものの、**基本水量である7 m<sup>3</sup>の使用件数が最も多く、適正な基本水量であると判断しました。**

### 業務用基本水量の検討とその結果

現在の業務用基本水量 **15 m<sup>3</sup>** (基本料金 3,672円)

審議会では、業務用においても3市1町の事業所数が減少している状況を踏まえ、**基本水量を15 m<sup>3</sup>から12 m<sup>3</sup>に変更した場合の影響について検討しました。**

基本水量	業務用使用水量別影響率					
	使用水量ごとの影響率					
	0~12m <sup>3</sup>	15m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	1000m <sup>3</sup>	5000m <sup>3</sup>
15m <sup>3</sup> に据え置き	7.95%	7.95%	7.94%	7.94%	7.95%	8.03%
12m <sup>3</sup> に変更	▲11.63%	13.37%	11.27%	10.86%	10.48%	10.24%

15 m<sup>3</sup>に据え置いた場合は、おおむね一律約8% (消費税等率改定分含む。) の影響を受けることとなりますが、12 m<sup>3</sup>に引き下げた場合は、0 m<sup>3</sup>から12 m<sup>3</sup>までの利用者が水量引下げの恩恵を受ける分、そのしわよせで基本水量を超える利用者が平均改定率よりも大きな負担となります。

これにより審議会では利用者間のバランスが崩れ、公平性が保たれないことから、**基本水量の引下げは行わず、現行の基本水量が適正**と判断しました。

## ⑩水道料金見直しの審議答申について

審議会での審議の結果、令和元年6月18日に答申がありました。答申における答申事項及び付帯事項の概略は、次のとおりです。

### 〔答申事項の概略〕

- ◆料金の引上げはやむを得ないものと判断
- ◆水道料金を**平均6%**引上げとすることが妥当
- ◆現行の**用途別料金体系**を継続することが妥当
- ◆業務用の**逓減型料金体系**も現段階では継続すべき
- ◆家事用・業務用ともに**現行の基本水量**が適正
- ◆浴場用・臨時用ともに現行の料金に対し、平均改定率を乗じた料金が適正
- ◆改定時期は令和2年4月1日、期間は令和2年度から令和10年度までの**9年間維持**することが基本

### 〔付帯事項の概略〕

- ◇住民周知期間の十分な確保と料金引上げの必要性と内容の十分な周知説明の実施
- ◇事務事業の効率化・合理化により将来的な水道料金の負担軽減に配慮
- ◇施設等の計画的な更新の継続的な実施
- ◇口径別料金体系に関する引き続きの検討・研究
- ◇福祉世帯の軽減措置は、構成市町の福祉施策としての継続の要望

# 水道料金の見直し案について

## ⑪現時点での水道料金見直し案について

審議会の答申を受けた上での現時点での見直し案は、次のとおりです。

- 1 改定時期 令和2年4月1日
- 2 平均改定率 6.0% (消費税等率改定分を含めると8.0%)
- 3 料金体系 現在の用途別料金体系を維持 (現行の水道料金表の体系を継続)
- 4 基本水量 現在の基本水量を維持 (家事用7m<sup>3</sup>・業務用15m<sup>3</sup>)
- 5 料金表 (消費税等込) 単位:円

用途	基本料金 (1月につき)				超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)			
	水量	現行 (税8%)	見直し後 (税10%)	差額	水量	現行 (税8%)	見直し後 (税10%)	差額
家事用	7m <sup>3</sup> まで	1,460	1,576	116	8m <sup>3</sup> ~	236	255	19
業務用	15m <sup>3</sup> まで	3,672	3,964	292	16~900m <sup>3</sup>	277	299	22
					901m <sup>3</sup> ~	236	255	19
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	9,791	10,570	779	101m <sup>3</sup> ~	113	122	9
臨時用	10m <sup>3</sup> まで	6,119	6,606	487	11m <sup>3</sup> ~	555	599	44

## ○水道料金の影響額の例 (1月につき)

### ▽家事用として1月に12m<sup>3</sup>使用した場合

(使用水量) (基本水量) (超過水量) ・消費税等を含んだ額です。  
 $12\text{m}^3 - 7\text{m}^3 = 5\text{m}^3$  ・12m<sup>3</sup>は平均的な家事用の使用水量です。  
 (単位:円)

区分	基本料金	超過料金	合計
	7m <sup>3</sup> まで	単価 × 5m <sup>3</sup>	
見直し前 (税8%)	1,460	(単価236) 1,180	2,640
見直し後 (税10%)	1,576	(単価255) 1,275	2,851

合計  
211円増

### ▽業務用として1月に57m<sup>3</sup>使用した場合

(使用水量) (基本水量) (超過水量) ・消費税等を含んだ額です。  
 $57\text{m}^3 - 15\text{m}^3 = 42\text{m}^3$  ・57m<sup>3</sup>は平均的な業務用の使用水量です。  
 (単位:円)

区分	基本料金	超過料金	合計
	15m <sup>3</sup> まで	単価 × 42m <sup>3</sup>	
見直し前 (税8%)	3,672	(単価277) 11,634	15,306
見直し後 (税10%)	3,964	(単価299) 12,558	16,522

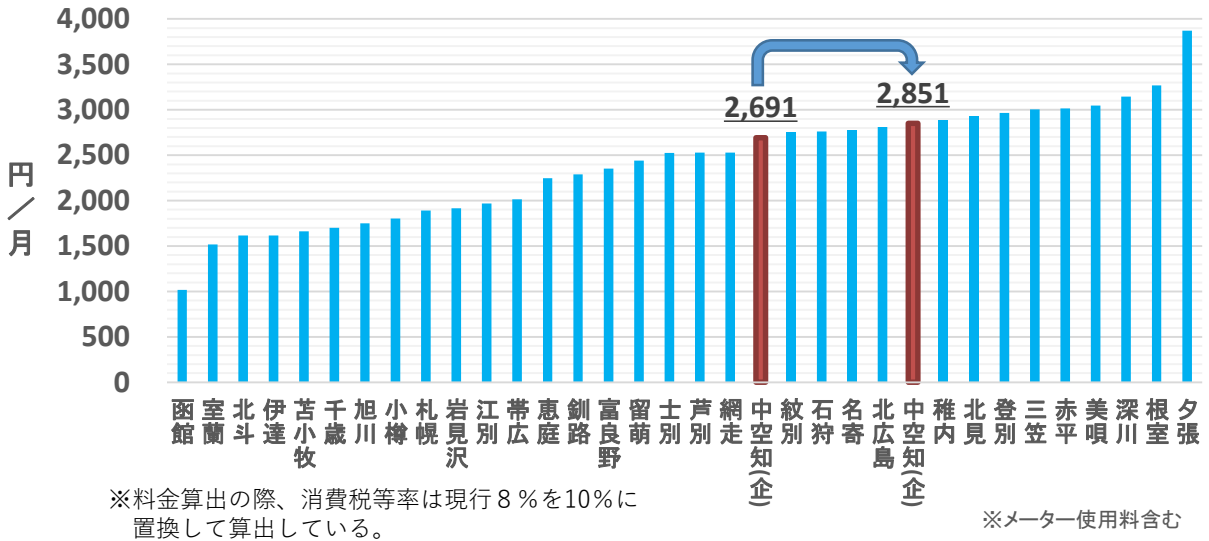
合計  
1,216円増

## ⑫全道他市との比較

### ●家事用の比較

見直し後の家事用使用水量12m<sup>3</sup>の水道料金は、1か月当たり2,851円（10%税込）となり、全道他市との比較では高い方からの順位で現在14番目のところ10番目になります。

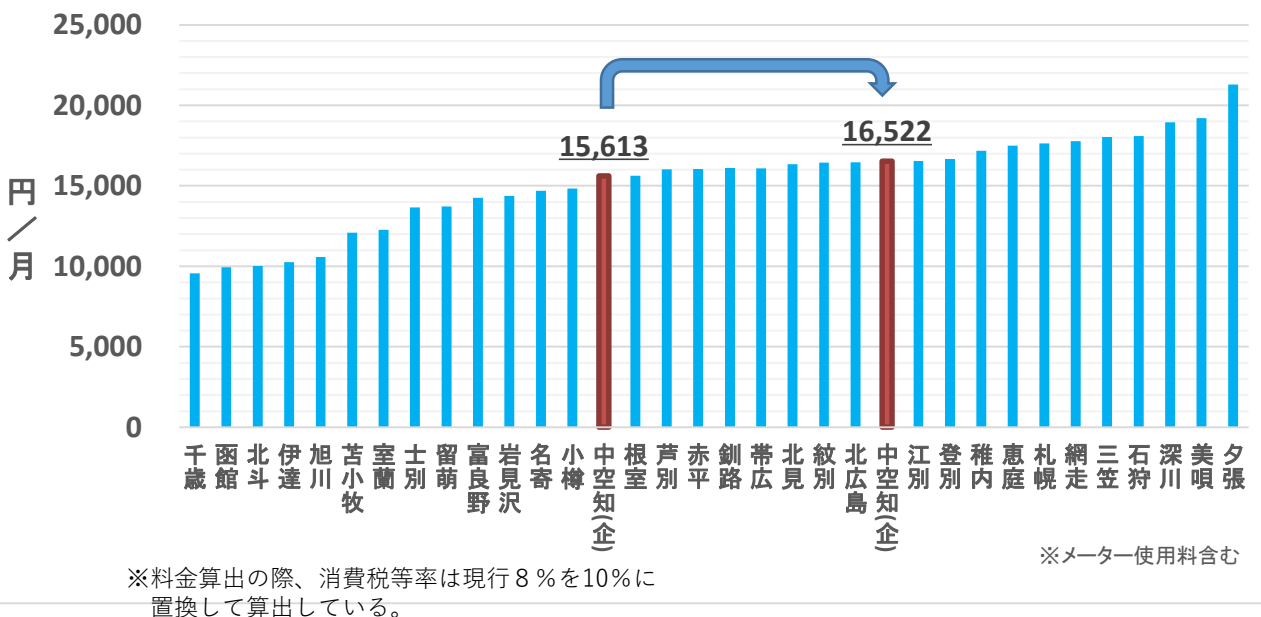
1か月当たり水道料金比較(家事用12m<sup>3</sup>)10%税込



### ●業務用の比較

見直し後の業務用使用水量57m<sup>3</sup>の水道料金は、1か月当たり16,522円（10%税込）となり、全道他市との比較では高い方からの順位で現在20番目のところ12番目になります。

1か月当たり水道料金比較(業務用57m<sup>3</sup>)10%税込



# 水道料金の見直し案について

## ⑬料金見直し（案）比較表

※現行は消費税等8%、見直し後は消費税等10%を含んでいます。

単位：円

水量 m <sup>3</sup>	家事用料金			業務用料金			浴場用料金			臨時用料金			水量 m <sup>3</sup>
	現行	見直し後	増加額	現行	見直し後	増加額	現行	見直し後	増加額	現行	見直し後	増加額	
0~7	1,460	1,576	116	3,672	3,964	292	9,791	10,570	779	6,119	6,606	487	0~7
8	1,696	1,831	135	3,672	3,964	292	9,791	10,570	779	6,119	6,606	487	8
9	1,932	2,086	154	3,672	3,964	292	9,791	10,570	779	6,119	6,606	487	9
10	2,168	2,341	173	3,672	3,964	292	9,791	10,570	779	6,119	6,606	487	10
11	2,404	2,596	192	3,672	3,964	292	9,791	10,570	779	6,674	7,205	531	11
12	2,640	2,851	211	3,672	3,964	292	9,791	10,570	779	7,229	7,804	575	12
13	2,876	3,106	230	3,672	3,964	292	9,791	10,570	779	7,784	8,403	619	13
14	3,112	3,361	249	3,672	3,964	292	9,791	10,570	779	8,339	9,002	663	14
15	3,348	3,616	268	3,672	3,964	292	9,791	10,570	779	8,894	9,601	707	15
16	3,584	3,871	287	3,949	4,263	314	9,791	10,570	779	9,449	10,200	751	16
17	3,820	4,126	306	4,226	4,562	336	9,791	10,570	779	10,004	10,799	795	17
18	4,056	4,381	325	4,503	4,861	358	9,791	10,570	779	10,559	11,398	839	18
19	4,292	4,636	344	4,780	5,160	380	9,791	10,570	779	11,114	11,997	883	19
20	4,528	4,891	363	5,057	5,459	402	9,791	10,570	779	11,669	12,596	927	20
21	4,764	5,146	382	5,334	5,758	424	9,791	10,570	779	12,224	13,195	971	21
22	5,000	5,401	401	5,611	6,057	446	9,791	10,570	779	12,779	13,794	1,015	22
23	5,236	5,656	420	5,888	6,356	468	9,791	10,570	779	13,334	14,393	1,059	23
24	5,472	5,911	439	6,165	6,655	490	9,791	10,570	779	13,889	14,992	1,103	24
25	5,708	6,166	458	6,442	6,954	512	9,791	10,570	779	14,444	15,591	1,147	25
26	5,944	6,421	477	6,719	7,253	534	9,791	10,570	779	14,999	16,190	1,191	26
27	6,180	6,676	496	6,996	7,552	556	9,791	10,570	779	15,554	16,789	1,235	27
28	6,416	6,931	515	7,273	7,851	578	9,791	10,570	779	16,109	17,388	1,279	28
29	6,652	7,186	534	7,550	8,150	600	9,791	10,570	779	16,664	17,987	1,323	29
30	6,888	7,441	553	7,827	8,449	622	9,791	10,570	779	17,219	18,586	1,367	30
40	9,248	9,991	743	10,597	11,439	842	9,791	10,570	779	22,769	24,576	1,807	40
50	11,608	12,541	933	13,367	14,429	1,062	9,791	10,570	779	28,319	30,566	2,247	50
60	13,968	15,091	1,123	16,137	17,419	1,282	9,791	10,570	779	33,869	36,556	2,687	60
70	16,328	17,641	1,313	18,907	20,409	1,502	9,791	10,570	779	39,419	42,546	3,127	70
80	18,688	20,191	1,503	21,677	23,399	1,722	9,791	10,570	779	44,969	48,536	3,567	80
90	21,048	22,741	1,693	24,447	26,389	1,942	9,791	10,570	779	50,519	54,526	4,007	90
100	23,408	25,291	1,883	27,217	29,379	2,162	9,791	10,570	779	56,069	60,516	4,447	100
110	25,768	27,841	2,073	29,987	32,369	2,382	10,921	11,790	869	61,619	66,506	4,887	110
120	28,128	30,391	2,263	32,757	35,359	2,602	12,051	13,010	959	67,169	72,496	5,327	120
130	30,488	32,941	2,453	35,527	38,349	2,822	13,181	14,230	1,049	72,719	78,486	5,767	130
140	32,848	35,491	2,643	38,297	41,339	3,042	14,311	15,450	1,139	78,269	84,476	6,207	140
150	35,208	38,041	2,833	41,067	44,329	3,262	15,441	16,670	1,229	83,819	90,466	6,647	150
160	37,568	40,591	3,023	43,837	47,319	3,482	16,571	17,890	1,319	89,369	96,456	7,087	160
170	39,928	43,141	3,213	46,607	50,309	3,702	17,701	19,110	1,409	94,919	102,446	7,527	170
180	42,288	45,691	3,403	49,377	53,299	3,922	18,831	20,330	1,499	100,469	108,436	7,967	180
190	44,648	48,241	3,593	52,147	56,289	4,142	19,961	21,550	1,589	106,019	114,426	8,407	190
200	47,008	50,791	3,783	54,917	59,279	4,362	21,091	22,770	1,679	111,569	120,416	8,847	200
300	70,608	76,291	5,683	82,617	89,179	6,562	32,391	34,970	2,579	167,069	180,316	13,247	300
400	94,208	101,791	7,583	110,317	119,079	8,762	43,691	47,170	3,479	222,569	240,216	17,647	400
500	117,808	127,291	9,483	138,017	148,979	10,962	54,991	59,370	4,379	278,069	300,116	22,047	500
600	141,408	152,791	11,383	165,717	178,879	13,162	66,291	71,570	5,279	333,569	360,016	26,447	600
700	165,008	178,291	13,283	193,417	208,779	15,362	77,591	83,770	6,179	389,069	419,916	30,847	700
800	188,608	203,791	15,183	221,117	238,679	17,562	88,891	95,970	7,079	444,569	479,816	35,247	800
900	212,208	229,291	17,083	248,817	268,579	19,762	100,191	108,170	7,979	500,069	539,716	39,647	900
1,000	235,808	254,791	18,983	272,417	294,079	21,662	111,491	120,370	8,879	555,569	599,616	44,047	1,000
1,100				296,017	319,579	23,562	122,791	132,570	9,779				1,100
1,200				319,617	345,079	25,462	134,091	144,770	10,679				1,200
1,300				343,217	370,579	27,362	145,391	156,970	11,579				1,300
1,400				366,817	396,079	29,262	156,691	169,170	12,479				1,400
1,500				390,417	421,579	31,162	167,991	181,370	13,379				1,500
1,600				414,017	447,079	33,062	179,291	193,570	14,279				1,600
1,700				437,617	472,579	34,962	190,591	205,770	15,179				1,700
1,800				461,217	498,079	36,862	201,891	217,970	16,079				1,800
1,900				484,817	523,579	38,762	213,191	230,170	16,979				1,900
2,000				508,417	549,079	40,662	224,491	242,370	17,879				2,000
3,000				744,417	804,079	59,662	337,491	364,370	26,879				3,000